

いたばし区民生活応援事業実施要綱

(令和8年2月16日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、物価高の影響により生活上の負担が増大している板橋区民の暮らしを支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、いたばし区民生活応援事業としてギフトカードを支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ギフトカード」とは、磁気的方法又は電子的方法により、代金又は料金の支払いに使用することができるカードをいう。

(支給内容)

第3条 この要綱に基づき支給するギフトカードに記録する額は、1人当たり10,000円とする。

(支給対象者)

第4条 ギフトカードの支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基準日現在において、板橋区の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 別に定める支給要件を満たす者

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、支給対象者とすることができる。

(支給方法)

第5条 ギフトカードの支給は、申請を要しないプッシュ方式により行うものとし、受給権者の住民基本台帳に記録された住所宛てに郵送する方法により行う。ただし、郵送する方法が困難であると区長が認める場合は、この限りでない。

(受給権者)

第6条 ギフトカードの受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とする（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者については、その者を受給権者とすることができる。

(代理による受領)

第7条 受給権者を代理してギフトカードを受領できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法定代理人
- (2) 親族その他、日常的に受給権者の身の回りの世話をしている者で、区長が認める者
- (3) ギフトカードの受領が困難であると認められる受給権者を代理する者であって、別に定める基準に該当する者

2 代理人による受領を行う場合は、別に定める様式を提出するものとする。

(辞退)

第8条 受給権者は、ギフトカードの受給の辞退を希望する場合は、以下のいずれかの方法により意思表示をしなければならない。

- (1) 板橋区へ別に定める様式を提出する。
- (2) 配送されたギフトカードの受取りを拒否する。

2 前項の意思表示がない場合は、受給権者がギフトカードの受給を希望したものとみなす。

(周知)

第9条 区長は、本事業の実施に当たり、事業概要、支給対象者の要件、支給方法その他必要な事項について、区広報紙、区ホームページその他適切な方法により周知を行うものとする。

(未受領の場合の取扱い)

第10条 区長は、ギフトカードを発送した後、受給権者の不在その他の理由により返送された場合は、必要に応じて再発送等の措置を講ずるものとする。

- 2 住所変更等の理由で第5条の規定により郵送した住所以外の場所への送付を希望する場合は、板橋区へその旨の申し出を行わなければならない。申し出のあった者には、別に定める様式の提出を求めることができる。
- 3 前項の措置を講じたにもかかわらず、なお受領されない場合は、受給権者が受給を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 区長は、受給権者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付したギフトカード（既にギフトカードを使用している場合は、当該ギフトカード及びその使用相当額）の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によりギフトカードの支給を受けたとき。
- (2) 受給権者又はその代理人の要件に該当しないにもかかわらずギフトカードの支給を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第 12 条 ギフトカードの支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(コールセンターの設置)

第 13 条 区長は、本事業に関する問い合わせ及び相談に対応するため、コールセンターを設置することができる。

(個人情報)

第 14 条 区長は、本事業の実施に当たり取得した支給対象者及びその代理人に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び板橋区の個人情報保護に関する条例その他関係法令の規定を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 前項の個人情報は、本事業の実施に必要な範囲内でのみ利用するものとし、目的外に利用してはならない。

3 区長は、本事業の実施に関し個人情報の取扱いを委託する場合は、当該委託先に対し、個人情報の適正な管理及び漏えい、滅失又は毀損の防止その他必要な措置を講ずるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに行われたギフトカードの支給に係る第 11 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。